

賦課方式と積立方式（４）「二重の負担」の推移

前回、「二重の負担」の虚実についてお話ししました。おさらいすると、660 兆円（2024 年度）は、過去期間に係る分の給付 1,280 兆円から積立金 300 兆円と過去期間に係る分の給付に対応した国庫負担 320 兆円を差し引いた額として計算されます。「二重の負担」は、賦課方式から積立方式に切り替える際、追加的に生じる訳ではありません。実際は、賦課方式を基本とした現行制度においても強いられている負担の顕在化です。よって、追加的に生じるかのような「二重の負担」という呼称はミスリードであり、「未積立給付義務」とでも呼び換えた方が適当でしょう。図表でも、そのように表記しています（c-a-b）。

（図表）財政再計算と財政検証ごとの財源と給付

(兆円)

基準年度	財源	保険料	積立金 a	国庫負担		給付	過去期 間に係る 分 c	将来期 間に係る 分	未積立 給付義 務 c-a-b	経済前提
				過去期間 に係る分 b	将来期間 に係る分					
2004	1,990	1,320	170	210	270	1,990	860	1,130	480	基準ケース
2009	1,880	1,280	150	250	190	1,880	950	930	550	基本ケース
2014	2,060	1,420	180	290	170	2,060	1,160	900	690	ケースE
2019	2,400	1,670	210	330	190	2,400	1,320	1,080	780	ケースⅢ
2024	2,300	1,500	300	320	170	2,300	1,280	1,020	660	過去30年投影ケース

（資料）1999年度分は厚生省年金局監修『21世紀の年金を〈選択〉する（年金白書）』P150、他の年度は財政再計算と財政検証。

（注１）人口の前提は全て中位推計。

（注２）2014年度以降、被用者年金一元化された数値であり、それ以前と連続しない。

（注３）原典において2004、2009、2024年度は財源の内訳を足し上げた金額が財源の合計よりもそれぞれ20、10、10兆円小さくなっている。

未積立給付義務は、当然ながら確定した金額ではありません。実際、2004 年度の 480 兆円から、以降、550、690、780、660 兆円と推移しています（図表）。未積立給付義務の金額には、主に次のような要因が影響を与えます。

第１に、対象期間です。財政検証の回を重ねるごとに始点となる基準年度とその約 100 年後の終点が 5 年ずつ後ろにズレます。例えば、2004 年財政再計算では（2004 年まではこのように呼ばれていました）、対象期間が 2004 年度から 2100 年度でしたが、2024 年財政検証では 2024 年度から 2120 年度となっており、20 年間のズレがあります。

第２に、賃金上昇率、物価上昇率、利子率などの経済前提です。これらの設定いかんで、財源と給付の金額は変わります。過去期間に係る分の給付 1,280 兆円（2024 年度）も、今後、賃金上昇率＞スライド調整率となる、すなわちマクロ経済スライドが常に機能するという楽観的観測に基づいています。実際には、そのようにならず、未積立給付義務は膨らむ可

能性があります。なお、2014 年財政検証以降、経済前提における基準ケースが廃止されており、時系列での比較にも支障が生じています¹。

第 3 に、財政検証で用いられる平均寿命の前提です。平均寿命の伸びは給付期間の長期化に直結します。例えば、男性の平均寿命の設定は、2004 年財政検証では 81 歳でしたが、2024 年財政検証では 85.9 歳へと約 5 年も伸びています。ただし、限られた財源の範囲に収まるように給付を削るというのが 2004 年改正の発想です。よって、平均寿命の伸びによる給付増も、マクロ経済スライドの適用期間延長を通じた給付抑制によって帳尻が合わせられることとなります²。

第 4 に、年金制度、および、制度運営者としての政府の自覚です。2004 年改正でマクロ経済スライドが導入されはしたものの、名目下限措置がネックとなり 2015 年まで全く機能しませんでした。政府は、そうした問題を把握しながら見て見ぬふりを続けてきました³。全く自覚に欠けた態度です。名目下限措置を廃止しておけば、過去期間に係る分の給付は 1,280 兆円を下回っていたはずです。その分、将来期間に係る分の給付は上積みされたでしょう。

第 5 に、政府による積立金の運用成績です。2026 年 8 月 27 日の日本経済新聞には、積立金を運用する年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の運用成績の不振が報じられています。「過去 10 年の成績を市場平均リターンと比較すると『3 勝 7 敗』と振るわない。超過収益を狙う『アクティブ運用』が今のところ裏目に出ている」⁴。言い換えれば、GPIF が徒に（いたずらに）頑張らなければ、積立金は 300 兆円より多く残されていたということです。

未積立給付義務を正確に推計し、それをいかに抑えていくか——年金財政を運営するうえで極めて重要な視点のはずです。未積立給付義務を少なくとも増やさない、出来れば 10 兆円でも 20 兆円でも減らせれば、その分、将来期間に係る分の給付に回すことができます。

「公的年金の財源と給付の内訳」を、これまでのように、「二重の負担」を強調し、積立方式を否定するために用いるのではなく⁵、より積極的に利用する発想の転換が必要でしょう。

（2026 年 9 月 2 日）

¹ [https://nenkindb.jp/2004 年改正（4）人口と経済の前提で変わるマクロ/](https://nenkindb.jp/2004年改正（4）人口と経済の前提で変わるマクロ/)を参照。

² [https://nenkindb.jp/2004 年改正（5）マクロ経済スライドの終了年度の/](https://nenkindb.jp/2004年改正（5）マクロ経済スライドの終了年度の/)を参照。

³ [https://nenkindb.jp/2004 年改正（6）2004 年改正時のシナリオ/](https://nenkindb.jp/2004年改正（6）2004年改正時のシナリオ/)を参照。

⁴ 日経の記事では「今のところ」とタイミングの問題であるかのような表現がとられています。しかし、政府（GPIF の Government）の名を冠した 300 兆円もの巨大ファンドが、他の市場参加者を出し抜きながら、市場平均を上回るリターンを上げることが果たして可能なのかという構造そのものが問われる必要があります。

⁵ <https://nenkindb.jp/賦課方式と積立方式（1）「公的年金の財源と給付」> 注 3 を参照。